

【令和5年4月版】

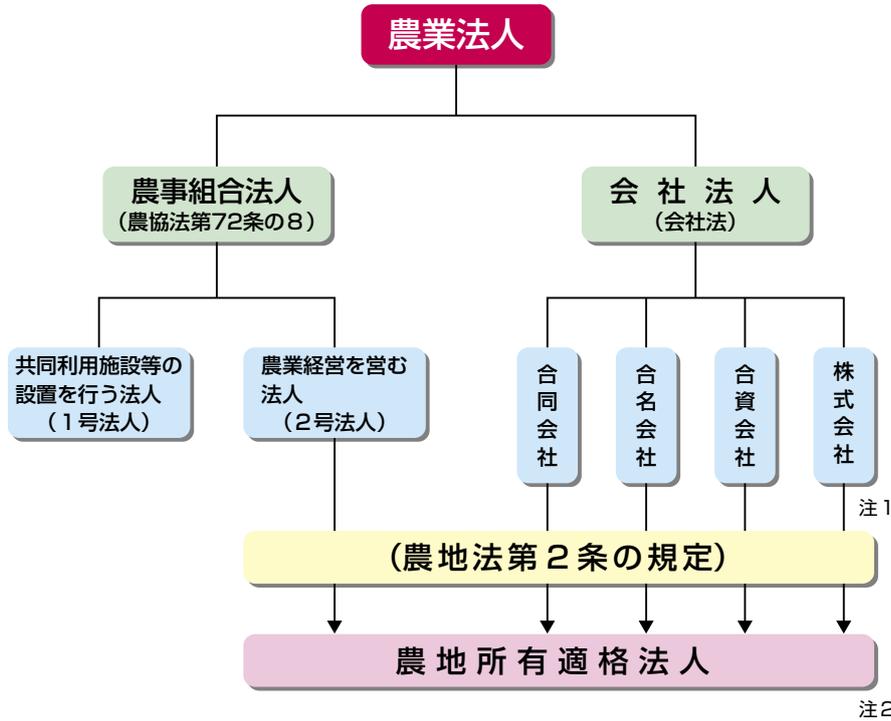
農業法人化のすすめ

★ 農業法人設立の重要ポイント ★

安定した農業経営をめざすには、農業を効率的に行う仕組みが必要です。
農業経営の法人化は、これまでの経営の仕組みを根本的に改め、
経営発展を推進する手段として、有力な選択肢のひとつとなります。
また、法人化によって農業経営の可能性も広がります。
農業経営の法人化を、考えてみましょう！！

JAグループ新潟担い手サポートセンター
新潟県農業経営・就農支援センター

農業法人の形態



(注1) 株式会社は、株式の譲渡制限の定めがあるもの。特例有限会社を含む。

(注2) 農地所有適格法人とは、耕種農業の経営を行うため、農地法の許可を得るなどして、農地を買ったり借りたりすることのできる法人の総称。

農地所有適格法人の要件（必要条件）

1. 法人形態要件

- ① 農事組合法人 ② 株式会社（株式譲渡制限会社に限定） ③ 合資会社
- ④ 合名会社 ⑤ 合同会社（LLC）

2. 事業要件

直近3ヶ年の農業・農業関連事業の売上高が、事業全体の売上高の過半を占めていること。

3. 構成員（議決権）要件 ※次のいずれかに該当する必要

- ① 農地提供者（所有権移転、貸付、使用収益権） ② 常時従事者（年間150日以上）
- ③ 基幹的な農作業を委託した個人
- ④ 農地等を現物出資した農地中間管理機構（農地バンク）
- ⑤ 地方公共団体、農協、農協連合会 ⑥ 農業関係者以外

※⑥の保有出来る議決権は、総議決権の2分の1未満。

4. 業務執行役員要件

役員（取締役、業務執行社員、理事）の過半がその法人の農業（農業関連事業を含む）の常時従事者（原則年間150日以上従事）であること。なお役員および重要な使用人のうち1人以上が農作業に同省令で定める日数以上従事（原則年間60日以上）すれば足りる。

法人のメリットとデメリット

	項目	メリット	デメリット（義務・負担）
ヒト	従業員	法人の“看板”が人材確保に威力 就業条件の明確化 社会保険・労働保険の適用	社会保険等の強制加入 農業者年金加入資格の喪失 農業者年金経営移譲年金の停止
	後継者	経営の継続性による後継者の確保	——
	経営	経営管理能力の向上	経営管理コスト増加
	取引先	取引条件等での法人の信用力	——
モノ	農地集積	経営継続による農地の集積・確保	——
カネ	制度融資	融資枠の拡大	過剰投資の危険性
	資金調達	出資の募集による資金調達	——
	補助金	補助枠の拡大	——
	社会保険	報酬比例の厚生年金受給権獲得	年金保険料の負担増加 従業員保険料の負担
	所得税	代表者報酬の給与所得控除による 税負担の軽減	法人住民税均等割の負担 (赤字でも最低7万円)
	消費税	設立2事業年度の消費税免税 ※資本金・出資金1千万円未満で2 期目の前6ヶ月の売上高(または 給与等支払額)が1千万円未満 機械施設の譲受による消費税還付可	事業譲渡に伴う消費税負担
法人税	※令和5年10月1日よりインボイス制度が開始 農協に対する売上については「農協特例」により、免税事業者のメリ ットがあるが、農協以外の事業者に対する売上については、免税事業者 のままでは取引上不利になる可能性があるため、課税事業者を選択せ ざるを得ないことがある。 農業経営基盤強化準備金の積立による 税負担の軽減、欠損金の繰越(10年)	役員給与設定の困難(税務リスク)	

法人設立のチェックポイント

- ① 地域農業の実態と個別農家の将来方向をどのように考えるか。
- ② 法人化の目的が明確か、共有できたか。
- ③ 法人化した場合に体質強化が図られるか。構成員の所得が向上するか。
- ④ どんな事業を行うのか。
- ⑤ 構成員の範囲をどうするか、構成員の特徴（経歴、経験、特技等）を活かした業務分担が可能か。
- ⑥ 核となる農業従事者を確保できるか。
- ⑦ リーダーシップが発揮できる役員体制がとれるか。
- ⑧ 税務上複式簿記は必須となっている。

農事組合法人と会社法人の比較

	合同会社	株式会社	農事組合法人
根 拠 法	会社法	会社法	農業協同組合法
行える事業	定款に定めた事業 (営利事業全般)	定款に定めた事業 (営利事業全般)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号事業 機械や施設を設置して行う共同利用及び農作業の共同化 ・ 2号事業 農業経営及び農業と併せて行う林業 ・ 1号事業、2号事業に付帯する事業（農業関連事業）
所 有 者 (出資する人)	社員（1人以上） ※所有者と経営者が一体	株主（1人以上）	組合員（ 農民 等で定款に定める者 3名以上 ）
経 営 者 (役員)	※原則は社員全員で業務執行する。ただし、定款において社員の中から業務執行社員を定めることも可 ※原則は業務執行社員全員が代表権を持つ。ただし、定款において業務執行社員の中から代表社員を定めて代表権を与えることも可 ※監査役や監事はない	取締役（1人以上） ※取締役会を設置する場合は3名以上 ※農地所有適格法人の要件を満たすには株主の中から取締役を選出 監査役（任意） ※取締役会を設置する場合は1名以上	理事（1人以上） ※理事は組合員の中から選出 監事（任意） ※監事は組合員以外の者でも可
役員任期	任期の定めはない ※定款で定めることも可	取締役2年、監査役4年 ※定款で10年まで延長可	3年以内で定款に定める
議 決 権	1人1票	1株1票	1人1票
配 当	出資配当 ※ 出資額に関わらず 分配率を決められる。例えば貢献度などを勘案してもよい。	出資配当 ※ 出資額に応じて	出資配当 ※出資額に応じて 利用分量配当 ※事業利用に応じて 従事分量配当 ※2号事業に従事した程度に応じて
経営の意思決定	原則は社員の過半数で決議（総会はいらない）。 なお、定款において業務執行権を特定の社員に限定したり「多数決」「1/3以上」など 表決数を自由に決めてもよい 。 議事録作成義務はない 。	株主総会で決議。 決議に必要な表決数（過半数、2/3以上など）は会社法に定められている。 議事録作成義務がある。	総会で決議。 総会決議が必要な事項や、必要な表決数（過半数、2/3以上など）は農協法に定められている。 議事録作成義務がある。

	合同会社	株式会社	農事組合法人
法人税	資本金1億円以下の場合 所得800万円以下 15% 所得800万円超 23.2%		【確定給与制】 左記法人と同じ
	<地方法人税> 課税標準法人税額×10.3%		【従事分量配当制】 所得800万円以下 15% 所得800万円超 19%
法人住民税	法人県民税 課税標準法人税額×1.0% 法人市民税 課税標準法人税額×6.0%		○従事分量配当の損金算入
事業税	資本金1億円超 外形標準課税 資本金1億円以下 所得400万円以下 3.5% 所得400～800万円 5.3% 所得800万円超 7.0%		農地所有適格法人 要件を満たす場合は 自ら行う農業 に係る事業税は 非課税 ※あくまでも自ら行う農業の部分だけであり作業受託等は課税
特別法人事業税	所得割による税額×37.0%		非課税
設立コスト	定款認証手数料 不要 登録免許税 6万円 定款に貼る印紙 4万円	定款認証手数料 5万円 登録免許税 15万円 定款に貼る印紙 4万円	定款認証手数料 不要 登録免許税 非課税 定款に貼る印紙 不課税
	司法書士等の料金数万円 その他(印鑑作成等)数万円 合計 10万円+数万円	司法書士等の料金数万円 その他(印鑑作成等)数万円 合計 24万円+数万円	司法書士等の料金数万円 その他(印鑑作成等)数万円 合計 数万円
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> ※電子定款で作成する場合 「定款に貼る印紙4万円」は不要 </div>			
組織変更	●株式会社に変更可 ●農事組合法人への変更不可	●合同会社に変更可 ●農事組合法人への変更不可	株式会社に変更可 合同会社への直接変更は不可

(注) 確定給与とは、農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与のことをいう。確定給与を支給する農事組合法人については、法人税法上、協同組合等とは認められず普通法人として扱われる。ただし、事業に従事する組合員には、組合の役員または事務に従事する組合員を含まない。したがって、役員または組合員に対し事務に係る賃金（給与）を支給しても協同組合等として扱われる。なお、事業に従事する組合員に対し、当該事業年度の剰余金処分によりその従事分量配当金が確定するまでの間仮払金、貸付金等として経理した場合には、給与として支給されたものとはしない（確定払いとした場合は普通法人とみなされる）。

法人の設立手順

合同会社、株式会社

事前準備

形態・構成員・出資金・事業、農委・JA事前協議

発起人会の開催

1人以上

事業目論見書の作成

事業計画、資金計画、収支計画

必要印鑑の作成

定款の作成

発起人共同

役員を選任

取締役（1名以上）
監査役（任意）
※合同会社は社員1人以上

定款の認証

公証人役場
※合同会社の場合は不要

設立総会

定款、事業計画、資金計画、出資、役員(社員)等の確認

資本金の払込

資本金の額の証明書

取締役、監査役の調査

設立手続きの確認
※合同会社の場合は不要

設立登記申請

法務局(出資払込後2週間以内)

各種証明書の交付申請

印鑑証明書、登記簿謄本

農事組合法人

事前準備

形態・構成員・出資金・事業、農委・JA事前協議

発起人会の開催

3人以上の農民

事業目論見書の作成

事業計画、資金計画、収支計画

必要印鑑の作成

定款の作成

発起人共同

設立同意の申出

設立同意書

役員を選任

理事（1名以上）
監査役（任意）

設立事務の引渡

発起人→理事

設立総会

定款、事業計画、資金計画、出資、役員等の確認

出資金の払込

金融機関に払込（代表理事）、出資金領収書

設立登記申請

法務局（出資払込後2週間以内）

各種証明書の交付申請

印鑑証明書、登記簿謄本

知事への届出

設立登記から2週間以内

諸官庁への届出

(税務署、県税事務所、市町村、農業委員会、労働基準監督署、年金事務所、公共職業安定所等)

農業法人と労働基準法の関係

1. 農業と労働基準法

業種・事業の規模を問わず、人を1人でも雇い入れて（雇用形態を問わないため非正規職員も該当）事業を営んでいる場合は、労働基準法の対象となる。

2. 労働基準法の適用除外

(1) 適用除外事項

- ① 労働時間 ② 休憩 ③ 休日 ④ 時間外・休日労働の割増賃金
⑤ 年少者の特例（労働基準法60条） ⑥ 妊産婦の特例（労働基準法66条）

（注）年次有給休暇に関する規定と深夜労働の割増賃金に関する規定は適用除外とはならない。

(2) 適用除外とは、労働基準法の基準が適用されないという意味であり、長時間労働や休日労働を安易に認めているわけではない。労働基準法の趣旨を尊重した労働時間管理を行うことが望ましい。

農業法人における社会保険制度の概要

経営形態	職務	労災保険	雇用保険	医療保険	年金保険
農事組合法人 (従事分量配当制)	理事(従事分量配当のみ)	任意 (特別加入)	加入不可	国民健康保険	国民年金
	理事 (従事分量配当+役員報酬あり)			健康保険	厚生年金
	理事以外の組合員 (従事分量配当のみ)			国民健康保険	国民年金
	理事以外の組合員 (従事分量配当+事務給与あり)	強制加入	強制加入	健康保険	厚生年金
	従業員(給与)				
農事組合法人 (確定給与制)	理事(役員報酬)	任意 (特別加入)	加入不可		
	理事以外の組合員(給与)	強制加入	強制加入		
	従業員(給与)				
株式会社 合同会社	株式会社：取締役(役員報酬) 合同会社：社員(役員報酬)	任意 (特別加入)	加入不可		
	従業員(給与)	強制加入	強制加入		

社会保険制度の保険料（令和5年度）

	計	事業主	従業員	備考
健康保険	93.3/1000	46.65/1000	46.65/1000	新潟県
介護保険	18.2/1000	9.1/1000	9.1/1000	40歳以上65歳未満
厚生年金	183/1000	91.5/1000	91.5/1000	
児童拠出金	3.6/1000	3.6/1000	—	
労災保険	13/1000	13/1000	—	
雇用保険	17.5/1000	10.5/1000	7/1000	()は酪農、養豚、養鶏、牛馬育成、園芸サービス
	(15.5/1000)	(9.5/1000)	(6/1000)	
計	328.6/1000	174.35/1000	154.25/1000	
	(326.6/1000)	(173.35/1000)	(153.25/1000)	

【説例】 従業員（40歳以上65歳未満）の月給10万円当たり、概算で法人が17,435円の保険料を負担する。

担い手税務相談窓口のご案内

日 時：10月～3月、週2回（原則火・木曜日の9時30分から16時30分、事前予約制）
 会 場：JA新潟ビル6F JA新潟中央会事務所内（新潟市中央区東中通1-189-3）
 相談対象者：原則JA組合員
 相談の受付：お近くのJA窓口・営農センター
 対応者：派遣税理士及び法人化担当職員
 事務局：JAグループ新潟担い手サポートセンター（JA新潟中央会）
 T E L：025（211）2817 F A X：025（227）1171
 E - m a i l：ninaitesc@ja-niigata.or.jp

新潟県農業経営・就農支援センターのご案内

当支援センターでは、農業経営の法人化・経営継承・経営発展等を目指す農業者に専門家を派遣して経営課題の解決に協力しています。
 重点支援対象者に認定されると、無料で専門家から相談が受けられます。

税理士

中小企業
診断士

社会保険
労務士

司法書士

公認会計士

弁護士

弁理士

行政書士

経営
コンサルタント

フード
コーディネーター

IT
コーディネータ

農業法人
経営者

連絡先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル4F

T E L：025（282）5021 F A X：025（282）5023

E-mail：n.soudan@niigata-nourin.jp

ホームページ：https://www.niigata-nsoudan.jp/

